

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                            |
|-------|---------------------------------|
| 21    | 特別賃貸府営住宅の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、特別賃貸府営住宅の管理に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うに当たり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都府知事

## 公表日

令和5年1月4日

## I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 特別賃貸府営住宅の管理に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 特別賃貸府営住宅の入居者募集や減免、異動、名義変更、同居、転出等の諸申請の処理等を行う。入居者の募集に当たっては、府の条例に定める資格を満たすことについて、税や住民票に関する情報等に基づき判断する。このうち、障害、生活保護の受給、税及び住民票関係情報については、希望者に限り、情報提供ネットワークを通じて照会する。 |
| ③システムの名称                 | 府営住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 府営住宅等管理ファイル              |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第2項（別表第一項番61の2に準ずるもの）   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第9号（別表第二項番85の2に準ずるもの）  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 建設交通部住宅課  |
| ②所属長の役職名                 | 住宅課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 郵便番号602-8570<br>京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 京都府建設交通部住宅課  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 郵便番号602-8570<br>京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 京都府建設交通部住宅課  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年12月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年12月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |   |   |
|--|---|---|
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書                          |   |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |   |   |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |   |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 3. 特定個人情報の使用   |   |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |   |   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |   |   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |   |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |   |   |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 8. 監査  |   |   |
| 実施の有無  | <input checked="" type="radio"/> 自己点検 <input checked="" type="radio"/> 内部監査      [ ] 外部監査 |   |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |   |   |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

变更箇所